

自転車の交通違反に反則切符(青切符)が適用されます

知っていますか？16歳でも青切符

KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT

●16歳以上が対象

●行政罰(反則金)による処罰

●事故に直結する重大な違反(16種)を繰り返した場合は講習を受講



信号無視

ダメ！



反則金
6,000円



一時停止

ダメ！



反則金
5,000円



並進禁止違反

ダメ！



反則金
3,000円



携帯電話使用等

ダメ！



反則金
12,000円



自転車は車のなかま！

法律で自転車は「軽車両」に分類され、その規制を受けます。

自転車は、ルールを守って運転しなければ、周りの人に

けがをさせたり、自分がけがをしてしまう可能性があり、

事故や違反で民事でも刑事でも責任を問われます。



ライト・反射材の活用も ✨

自転車保険に入っていますか？

兵庫県では平成27年10月から加入義務化！



自転車は子供から高齢者まで、幅広く利用されています。

兵庫県でも、小学生が自転車運転中に起こした交通事故で高額賠償事例が発生しています。

万が一、事故を起こした際、被害者の救済・加害者の経済的負担を軽減するために、自転車保険に加入しましょう！



自転車に乗る前の
点検・整備をしましょう！